

ひとにやさしいまちづくり整備要綱について

はじめに

大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱については、平成 5 年 4 月に日常生活に密着した形で、よりきめ細かく実効性のある指導をしていくという考えのもと、建築物、道路、公園といった都市施設について、だれでも安全かつ快適に利用できるよう整備し、豊かな福祉社会の実現に資することを目的として、府条例とは別に整備要綱を制定しました。

市においては平成 1 5 年 9 月に大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱の対象規模の引下げや基準の追加のために改正を行いました。

国・府におけるこれまでの経緯

国においては平成 6 年 9 月にハートビル法が施行され、平成 1 2 年 1 1 月に交通バリアフリー法が施行、平成 1 5 年 4 月にハートビル法が改正され、さらに、平成 1 8 年 1 2 月に前述の交通バリアフリー法とハートビル法が統合されバリアフリー法が施行されました。

府においては、平成 5 年 4 月に福祉のまちづくり条例を施行し、平成 1 5 年 4 月に対象規模の引下げや基準の追加、平成 2 1 年 1 0 月に努力義務部分をバリアフリー法に基づく義務化と改正し、さらに平成 2 7 年 7 月に共同住宅の対象規模の引下げなどのために改正を行います。(別紙あり)

今後について

大阪市としましては、府条例の改正にあわせて、バリアフリー法や府条例と重複している部分について一定の整理を図ることといたします。

但し、市要綱の方が府条例より上回る部分については継続し、水準の低下をきたさない方向で整理を図るものとします。

時期

平成 2 8 年 4 月(予定)

大阪府福祉のまちづくり条例 改正の概要について

大阪府では、全国に先駆けて、平成4年10月に大阪府福祉のまちづくり条例（以下、「福祉のまちづくり条例」）を独自に制定し、その後、時代の変化や府民の要請に的確に応えるべく改正を行ってきました。現在の条例の規定は、平成21年の条例の位置づけを「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法立（以下、「バリアフリー法」という。）」によるものにするなど、所要の改正を行ってきたものの、対象施設・基準については、平成15年に大きく見直してから、すでに10年が経過しており、社会情勢の変化から生じる課題に対応するため、条例を一部改正します。（平成26年12月26日公布、平成27年7月1日施行）

(1) 対象施設の改正ポイント

- 共同住宅・自動車修理工場の基準適合義務対象規模の見直し
 - 共同住宅：高齢化社会への対応や障がい者の地域移行の観点から、基準適合義務対象規模の引き下げを行う。
 - 自動車修理工場：不特定かつ多数の者が利用するものに限る。

表1：改正福祉のまちづくり条例の対象施設（建築物） 下線部は、今回改正した用途

用途区分	義務のかかる規模
学校	すべて (集会場は最大室200㎡以上のものに 限る。)
病院又は診療所	
集会場又は公会堂	
保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	
老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
博物館、美術館又は図書館	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	
公衆便所	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
飲食店	
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
<u>自動車修理工場（不特定かつ多数の者が利用するものに限る）</u>	
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
展示場	床面積の合計 500㎡以上
自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるものに限る。）	
ホテル又は旅館	床面積の合計 1,000㎡以上
体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場	
公衆浴場	
自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	
共同住宅	床面積の合計2,000㎡以上又は住戸の数20以上()
寄宿舍	床面積の合計2,000㎡以上又は住戸の数50以上
公共用歩廊	床面積の合計 2,000㎡以上

ただし、2,000㎡未満かつ20戸から49戸においては、地上階にある住戸の出入口（地上階に住戸がなく、当該建築物にエレベーターが設置されている場合は、地上階にある当該エレベーターの出入口）までのバリアフリー化のみ求める。

(2) 基準の改正ポイント

- バリアフリー法に追加した府独自の基準を一部改正します！
(基準の詳しい規定は条例本文をご確認ください。)

公衆便所の乳幼児向け設備の適用規模の見直し

- 便所における乳幼児向け設備の設置に関し、公衆便所における適用規模を1,000㎡以上から50㎡以上へ引き下げます。

共同住宅および寄宿舍等における介護ベッド等の設置規模の見直し

- 共同住宅または寄宿舍等における共用便所に対する規定（10,000㎡以上に適用する規定に限る。例：介護ベッド）の適用は一室の床面積が200㎡以上の集会室を設ける場合に限定します。

(3) 経過措置のポイント

- 平成27年7月1日から改正条例適用です
平成27年7月1日の時点で工事中のものには、改正前の条例が適用されます。
なお、建築確認申請を行い、確認済証が交付されていても、
平成27年7月1日時点で着工していないものは、改正条例の基準が適用となりますので、ご注意ください。

改正条例の規定の適用関係を整理すると、下記のとおり。

[参考]福祉のまちづくり条例改正に伴う経過措置について

確認申請 計画変更の確認申請 着工		確認済証 計画変更の確認済証 竣工		7/1(改正条例施行)		条例の適用	備考
						旧条例	
						旧条例	
						改正条例	*A
						改正条例	
						改正条例	*B
						改正条例	

:経過措置により、旧条例適用となる。完了検査も旧条例が適用される。
 :経過措置により、旧条例適用となる。完了検査も旧条例が適用される。
 :改正条例が適用される。
 :改正条例が適用される。(計画変更時は、改正条例の規定による審査)
 :改正条例が適用される。
 :改正条例が適用される。

*A:計画変更の内容について事前に特定行政庁又は指定確認検査機関と協議を行ってください。
 *B:建築確認申請の内容が改正条例に適合していない場合は、計画変更が必要となります。

(4) 問い合わせ先

- 福祉のまちづくり条例改正に関するお問い合わせは下記まで
大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 建築企画課 福祉タウン推進グループ
住所：大阪市住之江区南港北1-14-16
電話：06-6210-9717 / FAX：06-6210-9714 / メール：kenchikushido-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp
HP：http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/index.html